

証拠説明書 29

静岡地方裁判所 民事2部合議係 御中

令和2年9月28日

原告ら訴訟代理人 弁護士 鈴木 敏 弘

弁護士 河 合 弘 之

弁護士 青 山 雅 幸

外

(甲A号証)

甲A号証	表題	作成者	作成(発行)年月日	原本/写しの別	頁	項目	立証要旨	立証趣旨	URL	備考
2	原子力の自主的安全性向上の取組の改善に向けた提言	総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 原子力小委員会 自主的安全性向上・技術・人材ワーキンググループ	2015年5月27日	写し	2~3頁 18~19頁	クリフエッジの特定	原子力の自主的・継続的安全性向上のための項目の1つとして、「クリフエッジの特定」が求められていること。	福島第一原子力発電所事故から得た問題意識の下、設置されたワーキンググループによりなされた当初提言(平成26年5月)及び改善提言(平成27年5月)の内容。提言内容の1項目として、「我が国特有の立地条件に伴う地震・津波等の外的事象に着目したプラント毎の事故シナシ及びクリフエッジの特定と、既存のシステムでは想定されていない事態への備え及び回復を含むレジリエンスの向上」が挙げられていること。上記提言(平成26年5月)を踏まえ、(被告を含む)各電力事業者等から自主的安全性向上の取組やそのロードマップが発表されたこと。	<a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/energy/denryoku/gas/genshiryoku/jishuteki_anzensei/20150527_report.html">https://www.meti.go.jp/shingikai/energy/denryoku/gas/genshiryoku/jishuteki_anzensei/20150527_report.html</a>	